

社会福祉法人小平町社会福祉協議会役員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

令和3年12月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小平町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「役員等」とは、評議員、理事及び監事並びに各委員会委員をいう。

(報酬の基準)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長 日額3,000円

(2) 理事(会長を除く。) 監事及び評議員並びに各委員会委員 日額2,000円

2 本会又は小平町の職員の身分を有する役員等については、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬は、業務にあたった都度遅滞なく支払う。

2 前項の規定にかかわらず、会長の報酬は当月分をまとめて翌月10日までに支払うことができる。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法によることができるものとする。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が本会の会議等に出席したとき、又は業務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法等は、社会福祉法人小平町社会福祉協議会旅費規程により支給する旅費の例による。

3 本会又は小平町の職員の身分を有する役員等については、費用弁償を支給しないことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規定をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。